



令和5年度・警視庁におけるワークライフバランス及び女性活躍の推進状況

～女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく取組計画の実施状況等の公表～

女活法第19条第6項及び次世代法第19条第5項に基づく取組計画の実施状況

令和5年度における取組計画の目標に対する結果

目標(期間:令和8年3月31日まで)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 年次有給休暇及び夏季特別休暇を合わせた平均取得日数を17日以上とする。	12.7日	13.0日	14.7日
② 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の合計取得日数を5日以上とし、その取得率を100%とする。	77.9%	77.0% (70.1%)	67.1% (暫定値)
③ 男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。	2.2%	8.6%	24.5%
④ 条例定員に占める女性警察官の割合を12%以上とする。	10.6%	11.0%	11.4%
⑤ 警察官の管理職に占める女性の割合を4%以上とする。	3.1%	3.7%	3.8%

- 【注】○ ①は各年における実績、②③の令和3年度欄は令和3年における実績
○ ②は当該年度(令和3年度欄は年)中に子が生まれた男性職員を対象として算出しているところ、育児参加休暇の取得可能期間が令和4年10月より「産後8週まで」から「1歳の前日まで」と拡大されたため、令和4年度欄の77.0%が確定値となり(()内数値は昨年公表した暫定値)、令和5年度欄数値は暫定値となる
○ ③について、令和6年度から目標数値を「30%」から「50%」に引き上げ
○ ④及び⑤は各年度の翌年度4月1日を基準日として算出

令和5年度における取組計画の実施状況

主な取組

ワークライフバランス等の推進に向けた取組

柔軟な働き方の推進

- 時差出勤、フレックス日勤制度等の活用により推進

休暇等の取得促進

- 目標を「年休10日」から「年休と夏季特別休暇(5日取得可能)を合わせて17日以上」に変更

仕事と妊娠、出産、育児及び介護との両立支援

支援制度を利用しやすい職場環境づくり

- 育児休業等により欠員の生じた警察署に対する本部員の派遣制度を開始

男性職員の家庭参画

- 男性職員の育児休業取得率に関する目標を新設
(令和5年度においては「30%」の目標を設定、令和6年度からは「50%」に引き上げ)

女性職員の活躍推進

女性職員の採用活動の強化

- 女性リクレーターやオンラインを活用した受験勧奨活動、警視庁EXPOの開催
- 再採用について、令和6年度採用から「退職後10年以内」の制限を撤廃

登用の拡大(令和6年4月1日時点における女性幹部)

【警視監】副総監、生活安全部長

【警視正】広報課長

【警視】警察署長(月島・大塚)、
教養課長、警備第二課長、
サイバー犯罪対策課長、
第一交通機動隊長、
第八方面自動車警ら隊長 等



【生活安全部長】



【月島警察署長】

【男性職員も積極的に育児に参画】



計画的な育成とキャリア形成

- 育児復帰時や未経験部門への登用に対する不安を解消するための研修を実施

働きやすい施設等の整備

- 女性施設設備交番の拡充、装備資機材の整備

女活法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 採用した職員に占める女性職員の割合	警察官	25.4%	26.7%	29.1%	
	行政職員	69.1%	67.0%	72.3%	
② 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合	警察官	24.9%	26.8%	26.3%	
	行政職員	54.4%	53.0%	56.2%	
③ 職員に占める女性職員の割合	警察官	10.6%	11.0%	11.4%	
	行政職員	50.5%	50.8%	50.8%	
④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	警察官	3.1%	3.7%	3.8%	
	行政職員	10.8%	10.0%	11.6%	
⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	警察官	警視監	12.5%	14.3%	28.6%
		警視長	12.5%	0.0%	0.0%
		警視正	3.2%	3.2%	1.6%
		警視	2.7%	3.4%	3.8%
		警部	4.0%	4.2%	4.2%
	行政職員	参事	6.7%	5.6%	11.1%
		副参事	11.1%	10.5%	11.8%
		係長職	21.3%	22.3%	21.1%

【注】 ③、④、⑤は各年度の翌年度4月1日を基準日として算出

任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

項 目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 男女別の育児休業取得率	男性	警察官	1.8%	7.8%	23.6%
		行政職員	30.8%	41.5%	72.2%
		計	2.2%	8.6%	24.5%
	女性	警察官	100.0%	105.9%	102.2%
		行政職員	98.6%	100.0%	102.7%
計		99.7%	104.9%	102.3%	
② 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇 取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の 分布状況	出産支援 休暇	警察官	94.9%	89.8%	92.5%
		行政職員	100.0%	97.6%	91.7%
		計	94.9%	90.0%	92.5%
	育児参加 休暇	警察官	94.9%	88.1%(85.2%)	82.8%(暫定値)
		行政職員	100.0%	92.7%(87.8%)	83.3%(暫定値)
		計	95.0%	88.2%(85.2%)	82.9%(暫定値)
	合計取得 日数の 分布状況	5日以上	77.9%	77.0%(70.1%)	67.1%(暫定値)
		5日未満	20.2%	18.6%(24.4%)	28.4%(暫定値)
		未取得	1.9%	4.4%(5.5%)	4.5%(暫定値)
	③ 職員一人当たりの一月当たりの超過勤務時間			23.8時間	24.4時間
④ 職員一人当たりの年次休暇等の取得日数の状況			7.8日	8.3日	9.9日
			夏季特別休暇 4.9日	4.7日	4.8日

- 【注】○ ①②の令和3年度欄は令和3年における実績、④は各年における実績
○ ②は当該年度(令和3年度欄は年)中に子が生まれた男性職員を対象として算出しているところ、「育児参加休暇」の取得可能期間が令和4年10月より「産後8週まで」から「1歳の前日まで」と拡大されたため、「育児参加休暇」及び「合計取得日数の分布状況」の令和4年度欄の左側数値が確定値となり(()内数値は昨年公表した暫定値)、令和5年度欄数値は暫定値となる

育児休業取得期間の分布状況(令和5年度)		30日未満	30日以上 180日未満	180日以上 1年(365日)未満	1年以上 2年未満	2年以上
男性	警察官	44.2%	49.0%	4.6%	1.8%	0.4%
	行政職員	57.7%	38.5%	3.8%	0.0%	0.0%
	計	44.9%	48.4%	4.6%	1.7%	0.4%
女性	警察官	0.3%	2.8%	20.9%	15.0%	60.9%
	行政職員	0.0%	1.3%	23.4%	14.3%	61.0%
	計	0.3%	2.5%	21.4%	14.9%	61.0%

※ 「取組計画」は、「警視庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」をいう。